

「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

政府は、7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム」に関する中間とりまとめ」を決定し、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法制案を国会に提出する」との方針を示した。

新システムの導入は、長い歴史の中で培われてきた福祉としての保育制度の根幹が崩壊し、安定した生活基盤の確保が担保されなくなるおそれがあり、憲法で保障されている最低限の文化的な生活を営む権利が脅かされることになる。

また、保育料が応能負担から応益負担への変更で保護者の負担増になり、子育て環境を悪化させる危険がある。

さらに新システム導入に必要な財源は明確になっておらず、現状では極めて不透明な情勢であり、保育現場の混乱を招くだけでなく、事業実施主体である自治体の財政力などによる格差をもたらすことになる。

よって狛江市議会は政府等に対し、下記の項目について早急の実現を図り、だれもが安心して利用できる保育制度を維持・拡充することを強く求めるものである。

記

- 1 子ども・子育て新システムについて、「今年度中の法案提出」との方針を撤回すること。
- 2 保育制度のあり方については保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。
- 3 「安心子ども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされる来年度予算編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年12月22日

東京都狛江市議会

平成23年12月22日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長